

令和4年第2回

北広島市教育委員会会議録

日時：令和4年2月2日（水）

15時00分～15時15分

場所：市役所4階会議室

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	報告第1号 教育行政報告について・・・・・・・・	1～2
	議案第1号 市議会定例会提出議案について・・・・・・・・	2～4
	議案第2号 市議会定例会提出議案について・・・・・・・・	4～5
日程第3	そ の 他 次回の教育委員会の日程について・・・・・・・・	5
閉会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

出席者	教育長	吉 田 孝 志	説明員	教育部長	千 葉 直 樹
	教育委員	大 山 秀 之		教育部理事	後 藤 章 夫
	(教育長職務代理者)			教育総務課長	下 野 直 章
	教育委員	成 田 郁久美		学校教育課長	花 田 秀 樹
	教育委員	石 上 浩 子		小中一貫・教育施策推進課長	富 田 英 禎
	教育委員	高 山 隆 二	エコミュージアムセンター長	丸 毛 直 樹	
			学校教育課指導主事	小 島 雅 人	
傍聴人	なし		記録員	教育総務課主任	田 中 加 奈

開会 15時00分

(議 事 の 経 過)

開会宣言

吉田教育長 ただいまから、令和4年第2回教育委員会会議を開会いたします。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名委員の指名について

吉田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、高山委員を指名いたします。

吉田教育長 次に、教育長報告についてであります。前回会議から1週間であり、報告事項がないことを報告いたします。皆さんからご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 教育長報告がないことについて、承認とさせていただきます。

日程第2 報告第1号 教育行政報告について

吉田教育長 続きまして、日程第2、議事に入ります。報告第1号、教育行政報告につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

下野教育総務課長 報告第1号、教育行政報告についてであります。別冊1のとおり、市議会第1回定例会に教育行政報告を行うため、教育委員会に報告するものであります。

別冊1をご覧ください。なお、1の市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対応につきましては、14日議会開会日直前の数字を入れて報告するものであり、本日は としております。

それでは読み上げます。

令和4年第1回定例会の開会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

まず始めに、市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対応についてであります。令和4年1月以降、児童生徒等の感染が多数判明しているところであり、令和4年1月1日から2月13日までに、小学生 名、中学生 名、教職員 名の感染が確認されたところあります。

感染が確認された児童生徒等の在籍するクラスについては、学級閉鎖等の措置を講じたところであり、これまでに小学校は延べ 校 学級、中学校は延べ 校 学級が学級閉鎖等となったところであり、本日8時現在、小学校は 校 学級、中学校は 校 学級が学級閉鎖となっているところ

であります。

学級閉鎖等の措置を講じた学校においては、1人1台端末も活用しながら、それぞれ学びの保障や心のケアなどに取り組んでいるところであります。

次に、コミュニティ・スクールの推進についてであります。12月18日(土)芸術文化ホールにおいて「コミュニティ・スクール推進フォーラム」を開催し、先行している西部・大曲・緑陽の3中学校区の実践発表、文部科学省のCSマイスターによる基調講演を行ったところであります。

令和5年度のコミュニティ・スクールの全市拡大に向け、地域で議論を重ねながら、今後とも準備を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、令和3年度石狩管内教育実践奨励表彰についてであります。石狩教育局から、東部中学校、東部小学校及び北の台小学校が表彰されたところであります。

三校は、施設分離型の小中一貫教育の実践校として、2小1中の中学校区内において小中及び小小連携を通じた教育活動に取り組み、その成果を小中一貫教育全国サミットにおいて発表するなど、他市町村や他校の模範となっているものと評価されたところであります。

この表彰を機に、本市の小中一貫教育の一層の充実・発展に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果についてであります。小学生、中学生とも体力合計点が全道平均を上回るとともに、小学生男子及び女子、中学生男子は全国平均を上回り、中学生女子は全国平均との差が縮まるなど、前回以上の結果となったところであります。

本調査結果につきましては、継続した授業改善の取組の成果と捉えているところであり、引き続き、各中学校区において成果と課題を共有するなど、義務教育9年間を通じて、児童生徒の体力向上に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上申し上げ、教育行政報告といたします。

以上であります。

吉田教育長 ただいまの報告第1号、教育行政報告につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 それでは、報告第1号につきましては、承認とさせていただきます。

議案第1号 市議会定例会提出議案について

吉田教育長 続きまして、議案第1号、市議会定例会提出議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

富田小中一貫・教育施策推進課長 議案第1号、市議会定例会提出議案についてであります。令和4年第1回定例会に、北広島市立学校適正配置等審議会条例の制定について議案提出することについて、市長から意見を求められましたので、教育委員会の議決を求めるものであります。

まず、今回の条例制定に至った経過についてご説明いたします。別紙資料をご覧ください。

まず1、「北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針」策定までの経緯についてですが、平成30年8月、北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会へ、「北広島市立小学校及び中学校の適正規模の在り方」について諮問し、いただいた答申を踏まえて、令和2年3月の教育委員会会議において、「北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針」を策定したところがあります。

これを受け、令和2年度につきましては、適正規模化の検討を進めていたところではありますが、国の段階的35人学級への移行の議論を受け、その推移を注視していたところであり、その後国において小学校の段階的35人学級への移行についての法改正が行われ、昨年4月1日から施行されたところがあります。

このことから、次の2、今回の経緯についてですが、令和3年10月の教育委員会会議において、改めて北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会への諮問の議決をいただき、同年11月、「北広島市立学校の適正規模化に関する事項の調査について」諮問をしたところであり、その後3回の審議を経て、本年1月18日に審議会から答申をいただいたところがあります。

次に3、答申の内容についてです。別に答申書をお配りしておりますが、「北広島市立学校の適正規模化の検討にあたっては、児童生徒のより良い教育環境を確保し教育の質の向上を図ることを踏まえるとともに、学校が地域コミュニティの核としての性格を有するなど、まちづくりと密接な関わりを持つことを踏まえ、これまでの審議会の所掌事務及び構成員を再整理し、新しい審議会を立ち上げるなど、客観性及び専門性を向上した中で、総合的に調査・審議していくことが望ましいと考える。」というものであります。

次に4、市としての検討結果についてですが、3の答申の趣旨を受け、また審議会の審議の中で議論された、これまでの審議会で審議された思いと所掌事務を継承し、新しい所掌事務及び選出区分を加えた新しい審議会を立ち上げ、総合的な視点から、調査・審議していくことも検討するということを勘案し、次のとおり、現在の「北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例」を全部改正し、「北広島市立学校適正配置等審議会条例」として制定することとしたものであります。

それでは今回の条例の概要ですが、裏面5をご覧ください。

まず、現在の「北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例」を全部改正し、新たな条例としては「北広島市立学校適正配置等審議会条例」とするものであります。

次に、所掌事務の再整理についての答申を勘案し、第1条の設置及び第2条の所掌事務の規定において、新たな所掌事務を定めるものであります。

次に、審議会構成員について、第3条のように改めることとしています。つまり、庁内検討委員会が立ち上がったことから、市長部局の職員を附則第2項で解嘱し、新たに公募委員及びその他教育委員会が必要と認める者を追加するものであります。

なお、新たな区分である「公募委員」及び「その他教育委員会が必要と認める者」については、就学前児童の保護者、及び学校支援等に携わっている地域住民、例えば、学校運営協議会委員や学校関係者評価委員などを想定しているものであります。

次に、特定の事項を調査及び研究するため必要があるときは、第7条において部会を置くことが

できることとするものであります。

なお、施行期日につきましては、附則第1項で令和4年4月1日となるものであります。

また、解嘱となる市長部局の職員である委員以外の委員は、附則第2項で現在の通学区域審議会から引き続き委嘱されたものとみなし、また任期を通算するものであります。

新たな区分で選出される委員等については、附則第3項で現在の委員と任期をそろえるものであります。

令和5年6月1日から施行されることとしていた公募委員の導入を前倒しするため、令和3年条例第28号で改正した公募委員の導入規定を、附則第4項及び第5項で削除するものであります。

以上が提案の内容であります。

吉田教育長 ただいまの議案第1号、市議会定例会提出議案につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第1号、市議会定例会提出議案につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 議案第1号につきましては、原案のとおり決することとします。

議案第2号 市議会定例会提出議案について

吉田教育長 続きまして、議案第2号、市議会定例会提出議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

丸毛エコミュージアムセンター長 議案第2号、令和4年第1回定例会に、北広島市史跡旧島松駅通所整備基本計画検討委員会設置条例の一部を改正する条例について議案提出することについて、市長から意見を求められましたので、教育委員会の議決を求めるものであります。

それでは、提案の理由についてご説明いたします。

この度の条例の一部を改正する条例につきましては、史跡旧島松駅通所整備基本計画の令和3年度策定終了に伴い、令和4年度より史跡の大規模改修に向けた、基本設計及び実施設計の着手にあたるため、国、道の指導により、これらの内容を検討する委員会とするよう改正するものであります。

主な改正の内容でございますが、第1条では委員会の検討内容及び名称の変更を、第2条第1項では委員会の所掌事務を計画から基本設計及び実施設計に関することとし、附則ではこの条例の失効は、各設計内容の検討が終了した日とするものであります。

その他、附則では、経過処置として、条例施行日後においても、計画策定が終了するまでは、計画を所掌事務に含むこと、これまでの委嘱されている委員については、新条例施行後においても委員として委嘱されたものとみなすこととしております。

以上が提案の内容であります。

吉田教育長 ただいまの議案第2号、市議会定例会提出議案につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第2号、市議会定例会提出議案につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉田教育長 議案第2号につきましては、原案のとおり決することとします。

日程第3 その他

吉田教育長 日程第3、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

後藤教育部理事 事務局から、次回の教育委員会の日程についてお諮りいたします。次回、第3回教育委員会会議についてであります。令和4年3月3日(木) 時間は16時00分から市役所4階会議室で開催させていただきたいと思っております。議案としましては、教職員の人事の内申についてなどを予定しているところであります。

以上であります。

吉田教育長 次回は、3月3日(木) 時間は16時から市役所4階会議室で開催ということで皆さまよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

閉会宣言

吉田教育長 以上で第2回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

15時15分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長

署 名 委 員
